

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月30日現在

機関番号：12604

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530874

研究課題名（和文） 日豪におけるシティズンシップ教育と多文化教育の新展開に関する比較研究

研究課題名（英文） A comparative study of citizenship education and multicultural education in Japan and Australia

研究代表者

見世 千賀子（MISE CHIKAKO）

東京学芸大学・国際教育センター・准教授

研究者番号：80282309

研究成果の概要（和文）：

この研究では、オーストラリアと日本におけるシティズンシップ教育と多文化教育の新展開について明らかにした。オーストラリアでは、特に、他州に比べて、シティズンシップ教育と多文化教育への体系的な取り組みがみられるビクトリア州を事例に、新たに策定された、グローバル・マルチカルチュラル・シティズンシップのための教育ストラテジーに注目し、その理念・政策・実践等を検討した。日本においては、シティズンシップ教育に関する実践はあるが、必ずしも多文化的な観点を考慮したものにはなっていないことが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：

In this study, the author examines the current status of citizenship education and multicultural education in a multicultural society, specifically focusing on the state of Victoria in Australia, and Japan. Victoria has practiced more organized and advanced citizenship and multicultural education, compared to other states in Australia. Victoria state government takes a new strategy ; education for global and multicultural citizenship. It provides multiple perspectives for introducing global and multicultural citizenship education to the school curriculum. And its aim is to educate young Australians with high language ability and cross-cultural literacy. In Japan, we have some practices of citizenship education. But no one takes account of multicultural perspective or cross-cultural literacy.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：比較・国際教育

科研費の分科・細目：教育社会学

キーワード：教育学、シティズンシップ教育、多文化教育、オーストラリア

1. 研究開始当初の背景

筆者はこれまで、オーストラリアにおいて、1970年代より白豪主義から多文化主義へと

国家の基本方針が大転換する中で、学校教育がどのように変化してきたのか明らかにしたいと考え、理論、政策、実践の3つの側面

から研究を進めてきた。そして、そこから、多文化化する日本の学校教育のあり方を考察する上での示唆を得たいと考えてきた。そして、これまで行ってきた研究の成果として、特に次のような点が明らかになっている。

オーストラリアは、多文化教育への積極的な取り組みを行っている国として捉えられている。しかし、1990年代、オーストラリア国内では、多文化教育は、学校カリキュラムにおける言語教育（英語以外の言語教育、第二言語としての英語教育）の正規の位置づけや、学校における文化理解教育実践の定着等において、一定程度の成果を上げ、その使命は終わったとの見方があった。しかし、2000年代になって、多文化教育は、結局のところ白人優位の社会を維持するために、極めて洗練された形で人種主義者を生み出してきたのではないかと批判されるようになった。

オーストラリアの多文化教育は理論的には、単なる付加的なプログラムではなく、公教育全体を多文化的な観点から再構築するという学校改革の視点を持つものであった。そして、一時下火になったかに見えた多文化教育への取り組みは、2000年代半ばになって、その実現に向けた新たな展開が、学校教育について権限をもつ州政府レベルにおいて、みられるようになったのである。具体的には、ニューサウスウェールズ州やビクトリア州において、多文化法が制定され、学校においては文化的言語的に多様な背景をもつ生徒のニーズに合わせた対応を行うことが義務化されたのである。

そのような多様性への対応に新たな展開がみられる中、特に連邦政府レベルでは、1990年代から、多様性よりも共通性、多様性の中の統一に重点が置かれ、シティズンシップ教育とそれを補完する価値教育が重要視されるようになった。オーストラリア市民・国民の育成、全ての生徒の学力向上が近年の連邦政府の大きな政策課題となっている。英語のリテラシーやニューメラシー（数的運用能力）と並んで、シティズンシップ教育が全国学力テストの一つの領域として導入されることも決定しており、学校教育への連邦政府の介入も強まっている。

そのような中で、改めて、民族的・文化的多様性への対応が、連邦・州政府レベルや実際の学校においてどのように捉えられ、実施されているのか、多文化教育とシティズンシップ教育の両側面から、検証する必要があると考える。

一方、日本においては、異なる文化的言語的背景をもつ子ども達の教育は、国民教育の枠組みにおいて、帰国児童・生徒の教育、外国人児童・生徒の教育といった個別の領域に留まりがちである。外国人の子ども

については、明確な理念もない。したがって、主流のカリキュラムや学校文化等、教育全体を多文化的な観点から捉え直し、改革していくという方向には必ずしもつながっていない。国際理解教育の取り組みも主に日本人児童・生徒を対象に想定されており、そこにおける帰国・外国人児童生徒の位置付けが不明確なままとなっている。しかも現状では、国際理解教育への取り組みさえ、衰退の一途をたどりつつある。「多文化共生」のための教育の構想や取り組みも見られるが、葛藤や権力関係の存在を無視したムード的な印象が否めない。グローバリゼーションが進行するなか、日本においても、「日本人」や「日本人性」を自覚的に捉え直し、多文化共生社会における公教育のあり方を緊急に検討する必要がある。その際、他国、特に、多民族国家における多様性や統一への戦略を参照し、比較考察することは、日本の教育における多様性への対応について検討する上で、極めて有効であると考えられる。

日本の教育学研究においても多文化教育およびシティズンシップ教育に関する研究が進んできているが、学校全体に多文化的観点をもたらすとはどのようなことか、多文化的な観点からの学校改革について検討した研究はまだ少ない。オーストラリアおよび諸外国の関連分野の研究においても、多文化教育とシティズンシップ教育という共通の課題について日豪の比較考察から得られた結果は、重要な示唆を与えると考える。

2. 研究の目的

多文化化の進む日本の学校では、帰国・外国人児童生徒等、多様な言語的文化的背景をもつ子どもたちが増加している。そのような背景の中、これからの社会のあり方を多文化共生社会あるいは多文化市民社会と想定すると、そこにおける学校教育の在り方、そのめざすべき人間像、多文化社会の中の学力とは何か、提供すべき学びとは何かを検討する必要があると考える。そのための手がかりとして、本研究では、多文化市民社会の構築および見識ある行動的市民の育成に向けてオーストラリアの学校教育で取り組まれているシティズンシップ教育と多文化教育の新たな展開について、その理論、政策、実践を明らかにすること、および、多文化化の進む日本の学校における多様性への対応と市民育成に向けた取り組みとを明らかにすることを目的とする。

そして、日豪の比較分析を通して、それぞれの特質と課題を明らかにすること、さらに、それらを踏まえた上で、多文化共生社会にむけた日本型シティズンシップ教育もしくは日本型多文化教育の理論と実践モデルを検

討することを最終目的とする。

3. 研究の方法

そこで、本研究では、初等・中等教育段階に焦点を当て、オーストラリアにおける多文化教育およびシティズンシップ教育の理論・政策・実践を、日本における多文化共生に向けた教育への取り組みと比較考察し、それぞれの問題点と課題、特質を明らかにした上で、日本型シティズンシップ教育もしくは多文化教育の理論と実践のあり方を検討することを目的とする。

具体的には、次の4点を目的とする。

- (1) オーストラリアのシティズンシップ教育、多文化教育が学校教育でどのように展開されているのか、各州、学校のそれぞれのレベルについて、先行研究、行政の報告書や各州の法、カリキュラム・フレームワークの分析および実態調査（学校観察、教師、生徒ら関係者へのインタビュー調査）を通して明らかにする。
- (2) 日本における多文化教育、シティズンシップ教育の理論・政策・実践の現状と課題を、先行研究、行政やNGOなどの報告書、学校の実践報告書の分析および実態調査を通して、明らかにする。
- (3) (1) (2) で得られた結果を比較考察し、その共通点と相違点、それぞれの特徴を明らかにする。
- (4) 以上で得られた結果を基に、「日本型シティズンシップ教育あるいは多文化教育」をどのように構想していくのか検討する。

4. 研究成果

本研究の1年目である平成21年度は、日本およびオーストラリアにおけるシティズンシップ教育と多文化教育の現状を明らかにするために、次のような作業を行った。(1) 文献資料収集・分析：オーストラリアを含む諸外国および日本におけるシティズンシップ教育、多文化教育に関する文献・資料を収集し、収集した文献・資料を基にオーストラリアおよび日本のシティズンシップ教育、多文化教育に関する先行研究を整理し、また、諸外国の理論の分析を行い、研究の理論的枠組みを精緻なものとした。(2) オーストラリアにおける調査計画：オーストラリアにおいて、学校教育について直接的な権限をもつ各州政府レベルにおけるシティズンシップ教育、多文化教育の最新動向を明らかにするために、ビクトリア州およびニューサウスウェールズ州において、シティズンシップ教育および多文化教育に関する指針および学校のカリキュラム・フレームワーク等を収集した。特に

、ビクトリア州の取り組みについて、収集した資料を分析し、新たに打ち出されたグローバル・マルチカルチュラル・シティズンシップの教育について、その特徴を明らかにした。

本研究の2年目にあたる平成22年度は、主に、日本およびオーストラリアにおけるシティズンシップ教育と多文化教育の現状を明らかにするために、次のような作業を行った。オーストラリアを含む諸外国および日本におけるシティズンシップ教育、多文化教育に関する文献・資料（和書・洋書）を収集し、収集した文献・資料を基にオーストラリアおよび日本のシティズンシップ教育、多文化教育に関する先行研究を整理し、また、諸外国の理論の分析を行い、研究の理論的枠組みがより精緻なものとなるように検討した。オーストラリアの学校教育について直接的な権限をもつ各州政府レベルにおけるシティズンシップ教育、多文化教育の最新動向を明らかにするために、ビクトリア州およびニューサウスウェールズ州において、シティズンシップ教育および多文化教育に関する指針および学校のカリキュラム・フレームワーク、教師のための研修プログラムの内容等を収集した。メルボルンおよびシドニーの教育省や関係機関でのインタビュー調査も実施した。その結果、シティズンシップ教育と多文化教育に対して継続的な取り組みがなされるとともに、それぞれの州での実際の政策の違いが明らかとなった。また、学校での取り組みを明らかにするために、学校およびインテンシブイングリッシュセンターでの、調査および資料の収集を行った。そこでも、各学校やセンターにおいて、それぞれの実状に合わせた多様な取り組みを行っていることが明らかになった。日本については、日本国内におけるシティズンシップ教育への取り組み・実践に関する資料の収集を行った。

本研究の3年目にあたる平成23年度は、主に、日本およびオーストラリアにおけるシティズンシップ教育と多文化教育の現状を明らかにし、両者の特徴や課題を抽出することを試みた。オーストラリアでは、連邦政府レベルにおいて、各教科・学習領域について、新しいナショナルカリキュラムが順次策定されている。その中で、シティズンシップ教育は、当初、一つの教科・学習領域としての明確な位置づけがなされていなかった。しかし、現在、そのあり方、カリキュラムをめぐって議論がなされている。2012年の3月には、専門家委員会によって提言書が作成されていることが明らかとなった。メルボルンでは、ビクトリア州教育省や関係機関でのインタビュー調査も実施した。その結果、ビクトリア州では、政権交代があったため、シティ

ズンシップ教育と多文化教育に関して、政策の変更があったことが明らかになった。それまでの取り組みは一時的に停止されていたが、その後過去の取り組みについて評価がなされ、一部変更ののち、継続されることとなった。また、ビクトリア州での異文化間教育的な取り組みが評価され、ナショナルレベルにおいて、同州を参考にした異文化間教育的取り組みが新たに推進されていることも明らかとなった。日本については、日本国内におけるシティズンシップ教育への取り組み・実践に関する資料・情報の収集を行ったが、管見する限り多文化社会や多様性を前提としたシティズンシップ教育の実践が見当たらず、日本においては、そのような視点が捨象されていることが明らかとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 見世千賀子、多文化社会における市民性の教育に関する一考察—オーストラリア・ビクトリア州を事例として—、国際教育評論、査読無、No. 7、2010、P1-13

[学会発表] (計1件)

- ② 吉谷武志、伊藤亜希子、三木一司、藤田美佳、見世千賀子、多文化住民散在地域における学習・生活支援体制の構築に向けて—福岡県と福島県の事例から—、異文化間教育学会第32回大会、2011年6月12日、お茶の水女子大学(東京都)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

見世千賀子 (MISE CHIKAKO)

東京学芸大学・国際教育センター・准教授
研究者番号：80282309

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：